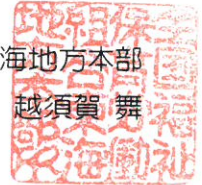


2020年3月5日

名古屋市長 河村 たかし 様
健康福祉局長 海野 稔博 様
子ども青少年局長 杉野 みどり 様

全国福祉保育労働組合東海地方本部
執行委員長 越須賀 舞



緊急要望書

日頃より、名古屋市の福祉向上にご尽力頂き感謝いたします。

新型コロナウイルス感染対策において、障害・介護事業所、地域療育センターや放課後等デイサービス、児童養護施設、学童保育所、保育所・地域型保育事業等々では原則開所を求められています。そこで働く私たち福祉労働者は、住民の生活を支える上で欠かせない福祉事業に従事している自覚を持ち、また、こんな時だからこそ、市民の皆さんが安心感を持って施設を利用できるよう緊張感を持って仕事にあたっています。

しかし、現場では、子どもを持つ職員も多く職員体制の確保が難しく、感染症予防に欠かせない備品の入手も困難です。現状ではほとんどが各事業所努力に委ねられており、現場は大変混乱しています。

私どもは、社会福祉事業は公的責任のある事業であることを踏まえ、全国福祉保育労働組合として、本日（3月5日）国へ緊急要請書（別紙）を提出し懇談しますが、自治体の責任において下記のことを執り行うように要望します。

記

1. 感染、若しくは職員や職員の家族に発熱などかぜの症状があり感染の心配がある場合や、自らの子育てのために勤務できなかった職員に対して、公費で休業補償を行うこと。とりわけ、日頃から福祉職場に必要不可欠となっている非正規労働者が、生活に立ちゆかなくなる収入減や解雇など起きないように、自治体として措置を講ずること。例えば、令和2年3月1日、人事院が、職員や職員の家族に発熱などかぜの症状がある、臨時休校で子どもの世話をしなければならないといった条件に当てはまる場合、「必要と認められる期間」について国家公務員や非常勤職員が「有給の特別休暇」を取得できるように発出した通知「職職一104」を、本市の公務員や公務職場で働く非正規労働者にも実施するよう定め、住民福祉を公務同様に担っている民間社会福祉施設の職員にも適用し、その賃金補填ができるように施設に補助をするなど。

2. 感染若しくは感染が疑われる、又は予防のために利用者が休んだ場合や、感染者が出て休業した場合でも、事業所が廃業などに追い込まれ、行き場のない利用者や職員が出ないように、予定されていた報酬や委託費を支給すること。
3. マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋など、感染予防の備品、その他、トイレットペーパーなど施設の運営上必要な備品で市場流通において入手困難になっているものなどは、各事業所に聴き取り、早急に自治体の責任において取り揃えること。
※名古屋市は介護施設のみマスクの配付をしているが、保育・障害・児童養護等々も必要数の配付を求める。
4. 学校が休校になったことで、学童や学校の開所はあっても、多くの事業所は職員体制を取ることにかなり苦慮している。国は、人員基準の取扱いについて、「一時的に人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられるが…//利用にあたり影響が生じない範囲でご配慮頂きたい」としているが、横浜市子ども青少年局は、国からの通達を記した下に【横浜市としての考え方】として、「*職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合は、保育・教育担当課までご相談ください」と明記している。名古屋市においても、体制についての困難は、安全・安心を確保する方針を持って、各事業所任せにせず、相談に応ずること。
利用者が安心して利用でき、職員が少しでも体調が悪ければ安心して休める体制にできるよう、代替職員の確保などの手立てを尽くすなどの他、保護者や利用者へご理解ご協力が必要な内容については、各事業所がまちまちな対応にならないよう、自治体として住民福祉に責任を持つ立場から、保護者や利用者へ対応を求めること。
この緊急事態において、休みが取得しやすい社会になるよう、自治体として喚起奨励すること。
5. 障害や介護のグループホームや児童養護施設などの生活施設においては、感染予防のための濃厚接触を避けることも難しく、更に施設内で感染者が出た場合はどのような体制を取って他の利用者や職員への感染を防ぐのか、不安と緊張を持って仕事に当たっている。自治体として、体制確保や対応について事業所に対し明確な指導をし、その為に必要な財源措置をすること。
6. 今回のことから、福祉事業所では、日常から、いつ何時でも職員体制が整えられるような状況にしておく必要があることが、よりいっそう明確になった。配置基準の引き上げとそれを担保する財源措置をとり、介護・障害においては日割り単価を改めるように国へ要望すること。

以上